

衆議院厚生労働委員会ニュース

【第212回国会】令和5年11月10日（金）、第3回の委員会が開かれました。

- 1 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）
 - ・武見厚生労働大臣、浜地厚生労働副大臣、塩崎厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。
（質疑者）上田英俊君（自民）、鈴木英敬君（自民）、福重隆浩君（公明）
 - ・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。
（参考人）慶應義塾大学法学部教授 太田達也君
地方独立行政法人神奈川県立病院機構
神奈川県立精神医療センター副院長 小林桜児君
Asabis株式会社代表取締役 中澤亮太君
公益社団法人日本てんかん協会理事・事務局長 田所裕二君
一般社団法人ARTS代表理事 田中紀子君
 - （質疑者）仁木博文君（自民）、中島克仁君（立憲）、一谷勇一郎君（維新）、福重隆浩君（公明）、田中健君（国民）、宮本徹君（共産）、福島伸享君（有志）
 - ・武見厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・宮本徹君（共産）が討論を行いました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民、有志 反対－共産）
 - ・古賀篤君外5名（自民、立憲、維新、公明、国民、有志）から提出された附帯決議案について、野間健君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民、共産、有志）
 - （質疑者）吉田統彦君（立憲）、西村智奈美君（立憲）、井坂信彦君（立憲）、山井和則君（立憲）、一谷勇一郎君（維新）、足立康史君（維新）、田中健君（国民）、宮本徹君（共産）、福島伸享君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）
（政府に対する質疑）

上田英俊君（自民）

- （1） 規制薬物の広がり社会に与えている影響についての厚生労働省の現状認識
- （2） 今回の法改正の必要性及びその内容
- （3） 大麻由来医薬品の種類及び期待される効果
- （4） 現行法において大麻の施用罪が規定されず所持罪のみ規定されている趣旨
- （5） 大麻の有害性及び健康への影響
- （6） 大麻事犯の検挙者数の推移
- （7） 大麻等の施用罪に期待される効果
- （8） 盗難等への懸念から大麻草栽培地の周辺住民の反対がある場合の対応
- （9） 大麻由来医薬品の医療上の効果及び大麻の有害性の正しい理解に資する普及啓発策

鈴木英敬君（自民）

- （1） 薬物乱用防止のための普及啓発のうち特に若年層向けや新たな取組の見通し
- （2） 若年層に対する薬物乱用防止の普及啓発の観点から学校薬剤師の活用及び活動支援の充実の必要性

- (3) 大麻草栽培用種子の成分測定の手法
- (4) 都道府県知事による大麻草栽培者免許のガイドラインに基礎自治体の関与等を盛り込む必要性
- (5) 都道府県と厚生労働省との連絡会議を設置するなど都道府県の実態を把握する必要性
- (6) 低コストで安全な大麻草を生産するための機械化・省力化の支援の必要性
- (7) 大麻草栽培のカーボンニュートラルへの有用性に係る調査及び自治体プロジェクト支援の必要性
- (8) 大麻の乱用防止と適正利用のための関係省庁との連携の必要性

福重隆浩君（公明）

- (1) 今回の法改正の意義、必要性及び有効性
- (2) 罰則適用となる大麻等の施用への恐怖心から大麻由来医薬品の施用を躊躇する患者への対応
- (3) 医療利用解禁により危険性認識が薄れ大麻が不正に乱用される可能性及び乱用防止策
- (4) 市場に流通するCBD製品の監視指導を徹底させる方策
- (5) 若者の大麻利用拡大の要因並びに薬物犯罪の入口であるSNSの実態調査及び対策の必要性
- (6) 危険ドラッグ関係
 - ア 早急な対策の必要性
 - イ 危険ドラッグが原因とみられる救急搬送の状況及び件数
 - ウ 青少年に危険性を広く伝え手を出させないための厚生労働省の取組
- (7) オーバードーズ（市販薬の過剰摂取）される市販薬のネット販売規制及び都道府県等の相談窓口の周知徹底の必要性

（参考人に対する質疑）

仁木博文君（自民）

- (1) 先行して米国で使用されている大麻由来の抗てんかん薬エピディオレックスの効果についての田所参考人の見解
- (2) エピディオレックスの使用により難治性てんかんの治療プロトコルが変更される可能性についての田所参考人の見解
- (3) 国内の大麻栽培農家数に対する田所参考人の所感
- (4) 大麻依存症に対する治療薬が将来的に実現する可能性についての小林参考人の見解
- (5) 大麻草の生産体制に関して予想される問題点及び取締りや規制についての太田参考人の見解

中島克仁君（立憲）

- (1) これまでの薬物乱用対策において早期介入や再発防止が徹底されなかった理由及びその重要性についての太田参考人、小林参考人及び田中参考人の見解
- (2) 大麻規制の強化に伴い若い女性を中心としたオーバードーズが増加する懸念、対処方法等についての小林参考人の見解

一谷勇一郎君（維新）

- (1) CBD製品の市場が急激に成長した要因についての中澤参考人の見解
- (2) CBD製品に関する不適切な広告を規制する必要性についての中澤参考人の見解
- (3) CBD製品の検査機関に係る国内外での技術格差についての中澤参考人の見解
- (4) てんかん治療薬を処方する場合のオンライン診療の可能性についての田所参考人の見解

- (5) てんかん患者に対する生活支援に係る仕組みの必要性についての田所参考人の見解
- (6) CBD製品の市場拡大が大麻使用の契機とならないようにするための取組の必要性について的小林参考人の見解

福重隆浩君（公明）

- (1) エピディオレックスの施用が可能になることはこれまでの関係者の努力が実を結んだ結果ではないかとの指摘に対する田所参考人の見解
- (2) 薬物乱用の背景にある孤立、孤独、差別等の状況に対して適切に対応できる仕組みの必要性について的小林参考人及び太田参考人の見解
- (3) 大麻の再使用を未然に防ぐ方策についての太田参考人の見解

田中健君（国民）

- (1) 大麻による検挙率の増加は小児期逆境体験の増加に起因するという意見及び大麻の施用罪を創設することについての小林参考人の見解
- (2) 治療プログラム等の受講により大麻施用者が不起訴になるような仕組み作りについての田中参考人の見解
- (3) 学生が大学等に大麻使用を相談した際の守秘義務の現状についての田中参考人の見解
- (4) 「ダメ。ゼッタイ。」の標語に基づく薬物乱用防止対策についての太田参考人及び小林参考人の見解

宮本徹君（共産）

- (1) 薬物依存症の家族にとっての一番の困りごとについての田中参考人の見解
- (2) 薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」とする啓発の具体的な弊害についての田中参考人の見解
- (3) 学生の実名が報道された日本大学の大麻所持事件への大学当局の対応についての田中参考人の見解
- (4) 薬物以外にもアルコール、ギャンブルなど様々な依存症がある中で刑罰に差があることについての太田参考人、小林参考人及び田中参考人の見解

福島伸享君（有志）

- (1) 大麻の施用罪は依存症を防ぐための司法による単なるおせっかいとは言えず別の方法があるのではないかとの指摘に対する小林参考人の見解
- (2) 本法律案に関する検討の場が大麻規制検討小委員会に移った際に構成員が大麻使用罪創設に反対の松本俊彦氏から自身に交替したのは厚生労働省が困るからとのインタビュー記事における小林参考人の真意
- (3) 本法律案に関する厚生労働省の検討プロセスについての田中参考人の見解
- (4) 現行法に大麻の施用罪はないが施用を認めているわけではないとの発言と罪刑法定主義との関係についての太田参考人の見解
- (5) 大麻の施用罪創設に当たり当初の法制定時に施用罪を規定しなかった理由を明確に説明すべきとの指摘についての太田参考人の見解

(政府に対する質疑)

吉田統彦君（立憲）

- (1) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会時の医療用覚醒剤の持込み許可関係
 - ア 選手による医療用覚醒剤の持込み実績
 - イ 持込みを可能とした法改正を閣法で行わなかったことについての厚生労働大臣の所見
- (2) 大麻由来の抗てんかん薬エピディオレックス関係
 - ア 生理・薬理作用が明らかでない当該薬の承認手続を進めることの妥当性
 - イ 生理・薬理作用が明らかでないにもかかわらず薬事承認されている医薬品の例
 - ウ 現状でも治験は可能であることの根拠
 - エ 投与の対象となる症状及び処方量の想定
 - オ 副作用に関する認識
 - カ 他の抗てんかん薬との優越性及び薬物相互作用の評価
- (3) 大麻に施用罪を適用することとした立法事実
- (4) 大麻草の不正栽培拡大リスクへの対策
- (5) 医療用大麻に対する厚生労働省の考え方
- (6) 今回の法改正が大麻解禁でないことを厚生労働大臣がメッセージとして伝える必要性
- (7) 政産官学一体の国産医薬品・医療機器の推進及び緊急時に国産医療機器の生産指示を可能とする米国の国防生産法に準じた制度の必要性
- (8) 経済産業省のワクチン製造拠点整備事業の採択事業者に日本企業が含まれていない理由
- (9) 報道されている特許切れ先発医薬品の患者負担額の引上げは行うべきでないとの指摘に対する厚生労働大臣の見解

西村智奈美君（立憲）

- (1) 大麻等の施用罪の適用関係
 - ア 施用罪の適用を判断するための薬物検査の基準の考え方
 - イ 薬物検査の基準は個人差を考慮したものとなるかの確認
 - ウ 海外での大麻使用に施用罪が適用され得るかの確認
 - エ 医師及び大学職員の捜査機関に対する通報義務の有無
 - オ 学生が相談しやすい環境づくりに向けて文部科学省と連携し周知広報を行う必要性
 - カ 施用罪の創設により通報を恐れて相談し難くなるおそれ
 - キ 法改正で捜査機関以外への相談により尿検査等の捜査が行われるようにはならないことの確認
 - ク 通報義務の対象となる具体例
 - ケ 厚生労働省の薬物・大麻規制の運用の考え方を関係機関に通知する必要性
 - コ 報道機関に対して人権への配慮を求める必要性
 - サ 更生、治療、社会復帰等につながり得る支援の手立てを更に検討する必要性
- (2) マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用関係
 - ア 将来的なお薬手帳の取扱い
 - イ マイナ保険証普及後におけるお薬手帳の位置付けについて加藤前厚生労働大臣の答弁との整合性
 - ウ 紙の保険証を残す必要性についての厚生労働大臣の見解

井坂信彦君（立憲）

- (1) 大麻由来医薬品関係
 - ア エピディオレックスが承認された場合に多くの医療機関・薬局で処方されるようになるかの確認
 - イ 大麻由来医薬品に関するルールや運用は全国で統一する必要性
- (2) 大麻等の施用罪の適用関係
 - ア 依存症者を処罰に留まることなく治療プログラムに確実につなげることの重要性

- イ 法改正後も相談を受けた医療機関、相談支援機関等は基本的に通報せず医療や支援につながることの確認
 - ウ 相談を受けても通報しないのが基本であることを関係機関に周知する必要性
 - エ 大麻施用者を起訴猶予にして治療プログラムにつなげることの重要性
 - オ 大麻施用者の社会復帰の妨げとなり得る前科・実名報道への対応の必要性
 - カ 大麻施用者の実名報道の必要性について慎重に検討する必要性
- (3) 睡眠薬・抗不安薬及び市販薬の乱用に対する実効性のある対策の必要性
 - (4) 一時はゼロ件になった危険ドラッグ販売店が増加している理由

山井和則君（立憲）

- (1) 歌舞伎町における大麻の蔓延の現状についての厚生労働大臣の認識
- (2) 悪質ホストが売掛金回収のため女性客に風俗営業等の仕事をあっせんする事案関係
 - ア 職業安定法第 63 条第 1 号及び第 2 号への該当の有無
 - イ 厚生労働省は警察と連携して厳しく取り締まる必要性
 - ウ 職業安定法違反であることを啓発するため Q & A を作成して厚生労働省のホームページで公表する必要性
 - エ 消費者契約法に規定するデイト商法に該当する契約は取消可能であることを消費者庁のホームページで公表し啓発・注意喚起する必要性
 - オ 警察によるホストクラブへの立入りを再度行い注意喚起・指導する必要性

一谷勇一郎君（維新）

- (1) 本法律案成立後の施行に向けたスケジュール及び事業者の意見聴取の予定の有無
- (2) 大麻草栽培農家を増やさなければならない理由及び大麻草栽培農家の意見
- (3) 「大麻草の形状を有する」の定義及びその周知方法並びに形状不明の製品の取扱い
- (4) CBD 製品における THC 濃度の基準値及びそれを決定する時期
- (5) CBD 製品の検査機関関係
 - ア ガイドラインやルールの制定に向けたプロセス・スケジュール及び海外の検査機関の活用の有無
 - イ 市場の拡大を踏まえた現在の検査機関数での対応の可否
- (6) 改正後の大麻草栽培免許取得の難度及び大麻草栽培農家数の目標設定の有無
- (7) CBD 製品関係
 - ア CBD の食薬区分の取扱い
 - イ CBD の化粧品についての取扱い及び化粧品基準のポジティブリストとの関係
 - ウ CBD 製品の輸入手続の簡素化の見通し
 - エ THC 以外のカンナビノイドにより施用罪に係る尿検査で陽性になる可能性の有無
 - オ CBD やカンナビノイドの事業者に関して免許制にする可能性の有無
 - カ CBD 製品の認定制度を導入する可能性の有無
- (8) 大麻草由来の抗てんかん薬関係
 - ア 当該薬の取扱いについて一定の研修の受講を義務付ける必要性
 - イ てんかんの症状があっても患者が生活しやすい環境整備を推進する必要性

足立康史君（維新）

- (1) こども家庭庁が検討している公的医療保険料に上乗せして徴収する支援金制度の所管官庁
- (2) 社会保険料負担関係

- ア 医療保険、介護保険及び国民年金における保険料の算定方法
- イ 国民健康保険において賦課限度額を設けている理由
- ウ 社会保険制度における給付に見合う負担水準の限度
- エ 社会保険料負担の増加で国民は限界だと感じているとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
- オ 後期高齢者医療制度の見直しを検討する意向の有無
- カ 日本維新の会が来年提案する社会保険制度に関する改革案について厚生労働大臣が積極的に議論する意向の有無

田中健君（国民）

- (1) 大麻等の施用罪の適用関係
 - ア 今回の改正で施用罪を設けるに至った経緯
 - イ 施用罪は今回の改正で身近になる大麻の施用を抑えるために設けたという考えの有無
 - ウ 施用罪による検挙人数の想定
 - エ 施用罪の適用の方針
 - オ 検査は任意のため対象者の協力がなければできないことの確認
 - カ 今回の法改正が麻薬取締に与える影響
- (2) てんかんについて国民の理解を促進する必要性
- (3) 大麻から製造される医薬品は厳格な管理の下で処方されることについて周知する必要性
- (4) 大麻草の栽培に関する規制関係
 - ア 法改正により増加する大麻草採取栽培者の想定
 - イ 法人でも大麻草採取栽培者になれることの確認

宮本徹君（共産）

- (1) 大麻施用者の増加により国内で病気、暴力、交通事故の増加といった事態が生じているかの確認
- (2) 大麻施用罪創設によるデメリットについての厚生労働大臣の見解
- (3) 本年6月の国連人権高等弁務官事務所の声明における薬物問題の犯罪化は医療サービスへのアクセスを深刻に妨げ人権侵害をもたらすと指摘についての厚生労働大臣の見解
- (4) 大麻施用罪創設により依存症患者が医療につながりにくくなるとの指摘についての厚生労働省の見解
- (5) ある薬物の使用を禁止すれば他の薬物を使用するため薬物依存症患者の総数は減らないとの指摘についての厚生労働省の見解
- (6) 大麻施用罪創設によって合法的CBDからTHC類似品が作られ今よりも健康被害が生じる危険性
- (7) 薬物依存症者に必要なのは刑罰ではなく治療であるとの指摘についての厚生労働大臣の見解
- (8) 医療機関に薬物依存の相談があった場合は通報義務より守秘義務が優先する旨通知する必要性
- (9) 教育機関に薬物使用の相談があった場合は通報義務より守秘義務を尊重して対応すべきであることを社会全体に周知する必要性
- (10) 少量の大麻所持・使用の事案で警察が実名公表をやめる必要性
- (11) 上記(10)の実名公表をやめるよう厚生労働省が警察庁と相談する必要性
- (12) 大麻施用罪を通常の刑事手続にのせない大麻ダイバージョン創設の必要性

福島伸享君（有志）

- (1) ワーキングホリデー等で海外で大麻草栽培に従事した場合の大麻草栽培罪の国外犯処罰規定の適用の有無

- (2) 滞在国において合法であれば大麻草栽培罪の国外犯処罰規定は適用されないことの確認
- (3) 海外で大麻草を栽培する場合の都道府県知事の免許の要否
- (4) 第1種大麻草採取栽培者が使用する大麻草の種子のTHC含有量に関する政令の定め方
- (5) CBD製品のTHC濃度の限度値の確認に必要とされる検査体制
- (6) 現在のCBD製品の輸入の際の様々な書類の提出は任意か法定のものかの確認
- (7) 新たに大麻施用罪を創設する納得できる理由を示す必要性